

福岡市旅館業法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第7条 略</p> <p>(営業施設について講ずべき措置の基準)</p> <p>第8条 法第4条第2項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 入浴施設について次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 使用する湯水は、常に清潔にして、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める水質基準に適合させること。ただし、温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。)等を利用するため当該水質基準((ア)e及びf、(イ)c及びd並びに(ウ)を除く。)に適合させることができない場合であって、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 浴槽水 次に掲げる水質基準</p> <p>a・b 略</p> <p>c <u>大腸菌群</u>は、1ミリリットル中に1個以下であること。</p> <p>d 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ～テ 略</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>以下略</p>	<p>第1条～第7条 略</p> <p>(営業施設について講ずべき措置の基準)</p> <p>第8条 法第4条第2項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 入浴施設について次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 使用する湯水は、常に清潔にして、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める水質基準に適合させること。ただし、温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。)等を利用するため当該水質基準((ア)e及びf、(イ)c及びd並びに(ウ)を除く。)に適合させることができない場合であって、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 浴槽水 次に掲げる水質基準</p> <p>a・b 略</p> <p>c <u>大腸菌</u>は、1ミリリットル中に1個以下であること。</p> <p>d 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ～テ 略</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>以下略</p>